

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月7日
(火曜日)

目次

規則	1
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(港湾課)	1
告示	1
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	1
宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	2
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(河川開発課)	3
公告	4
平成十七年度危険物取扱者保安講習の実施(消防防災課)	4
契約の締結(情報企画課)	6
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	7
土地改良区役員の届出(農村整備課)	8
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	9
土地改良事業の完了の届出(農村整備課)	9
県管玖北地区中山間地域総合整備事業(向峠換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	9
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	9
雑報	9
県報の正誤(平成十七年四月二十二日山口県告示第二百六十七号)	10



山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年六月七日

山口県規則第九十三号

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第四十八号)の施行期日は、平成十七年七月一日とする。



山口県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社上宇部ケアセン	宇部市川添三丁目四番二四号	有限会社上宇部ケアセン	宇部市川添三丁目四番二四号	訪問介護	平成一七、四、一
医療法人社団千葉クリニック	下関市豊田町大字中村六の二	訪問看護サービスフリースペース夢ほたる	下関市豊田町大字矢田四七〇の一	訪問看護	"
有限会社スローライフ	大字矢玉六〇の八	デザイナービス	大字矢玉六〇の八	通所介護	"
有限会社あんのメディアカル	山口市大字吉敷三〇四一の三	ハートハウス朝倉	山口市神田町九番五番	"	"
社会福祉法人青藍会	"	ハートハウス白石	丁目一〇番二二号	"	"
有限会社あんのメディアカル	三〇四一の三	ハートハウス平川	川七三〇の一	"	"

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
医療法人八葉会	周南市大字久米三二〇四の六	生野屋デイサービスセン	下松市生野屋南三丁目二番一三三〇号	平成一六、二一、
医療法人社団光栄会	小野田市高栄一丁目二番一〇号	小野田ライフケアデイサービスセンター	小野田市高栄一丁目二番一〇号	平成一三、四、
社会福祉法人清風会	長門市三隅中三九三の一	清風ボラリスデイサービスセンター	長門市三隅中三二六	平成一七、五、
有限会社きら	玖珂郡美和町大字洪前六〇三の二	デイサービスきら	玖珂郡美和町大字洪前六〇三の二	平成一四、
医療法人清仁会	吉敷郡小郡町大字下郷七五の一の四	なぎの木在宅ケアセンター	吉敷郡小郡町大字下郷七五の一の四	平成一四、
株式会社メデイカルテン	下関市垢田町一丁目二番一六号	株式会社メデイカルテン	下関市垢田町一丁目二番一六号	平成一四、

山口県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
 - 宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 宇部都市計画下水道事業宇部市公共下水道事業施行期間
- 三 昭和三十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日
- 四 事業地
 - 宇部市亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、野中四丁目、野中五丁目、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、上野中町、野原一丁目、野原二丁目、恩田町一丁目、恩田町二丁目、恩田町三丁目、恩田町四丁目、恩田町五丁目、五十目山町、笹山町一丁目、笹山町二丁目、末広町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、八王子町、東梶返一丁目、東梶返二丁目、東梶返三丁目、東梶返四丁目、大小路一丁目、大小路二丁目、大小路三丁目、沼一丁目、沼二丁目、海南町、西梶返一丁目、西梶返二丁目、西梶返三丁目、神原町一丁目、神原町二丁目、常藤町、東新川町、芝中町、東芝中町、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、錦町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明治町一丁目、明治町二丁目、幸町、東見初町、港町一丁目、港町二丁目、川添一丁目、川添二丁目、川添三丁目、琴崎町、中尾一丁目、中尾二丁目、中村一丁目、中村二丁目、中村三丁目、宮地町、北琴芝一丁目、北琴芝二丁目、東琴芝一丁目、東琴芝二丁目、西琴芝一丁目、西琴芝二丁目、琴芝町一丁目、琴芝町二丁目

二丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、常盤町二丁目、常盤町三丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、朝日町、松島町、相生町、新町、若松町、上町一丁目、上町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、小松原町一丁目、小松原町二丁目、鶴の島町、西本町一丁目、西本町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、助田町、鍋倉町、文京町、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、東小羽山町一丁目、東小羽山町二丁目、東小羽山町三丁目、東小羽山町四丁目、東小羽山町五丁目、北小羽山町一丁目、北小羽山町二丁目、北小羽山町三丁目、北小羽山町四丁目、南小羽山町一丁目、南小羽山町二丁目、南小羽山町三丁目、風呂ヶ迫町、開一丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、開六丁目、あすとびあ一丁目、あすとびあ二丁目、あすとびあ三丁目、あすとびあ四丁目、あすとびあ五丁目、あすとびあ六丁目、あすとびあ七丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、山門一丁目、山門二丁目、山門三丁目、山門四丁目、山門五丁目、寺の前町、沼三丁目、南小串一丁目、南小串二丁目、西小串一丁目、島一丁目、島二丁目、島三丁目、下条一丁目、下条二丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、北条一丁目、北条二丁目、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、松崎町、岩鼻町、大字西岐波、大字沖宇部、大字川上、大字上宇部、大字中宇部、大字小串、大字中山、大字沖ノ鼻、大字藤曲、大字広瀬、大字際波、大字中野開作、大字妻崎開作及び大字東須恵

山口県告示第三百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、錦川総合開発事業一般国道四三四号付替道路(大和田トンネル)工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 錦川総合開発事業一般国道四三四号付替道路(大和田トンネル)工事
- (一) 工事場所 玖珂郡錦町大字広瀬字榎平から同大字字瀬の上までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	七〇メートル	九・七五メートル(車道六・〇メートル)

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十四年山口県告示第五百五十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年六月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十九年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合)は、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったもののうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千二百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百五十以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所
山口県錦川総合開発事務所 玖珂郡錦町大字広瀬七八〇番地

(三) 申請書等の提出期間及び時間
平成十七年六月七日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 入札参加資格の審査結果の通知方法
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年七月八日までに発送する。

(五) その他
この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七―七二―三七四四)にすること。



(三三二) 平成十七年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成十七年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関 成

一 受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二 講習の日時及び場所

(一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成一七、七、五	午前九時から 正午まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域産業振興センター
" "	午後一時から 午後四時まで	萩市大字江崎八七六五の一 山口はぎ漁業協同組合江崎支所
" "	午前九時から 正午まで	長門市仙崎公民館

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。(一)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場 所
平成一七、七、五	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域産業振興センター
" "	午後四時から 正午まで	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
" 二七	" "	周南市社会文化ホール

日	時	場	所
平成一七、七、二二	午後一時から 午後四時まで	下関消防訓練センター	
八、三	午前九時から 正午まで	光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場	
九、九	午後一時から 午後四時まで	光地区消防組合消防本部 山陽小野田市消防本部	
一四		山口県民文化ホールいわくに	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所
一六		山口県民文化ホールいわくに	中国電力株式会社下松発電所
二二			防府市松崎町一四番一八号 防府天満宮参集殿
二七			宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
二九			下関消防訓練センター
〇、五			周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター
一、二			山陽小野田市大字西沖五 西部石油株式会社山口製油所
二七			宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
三〇			周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター
二九			山口県民文化ホールいわくに
二七			周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター
二七			山口宇部農業協同組合
一五			山口県民文化ホールいわくに
八			玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社岩国大竹工場
七			山口県民文化ホールいわくに
九、六			周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター
二五			山陽小野田市大字鴨庄九二 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
二四			下関消防訓練センター
二四			柳東文化会館
二五			山陽小野田市大字鴨庄九二 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
二五			山陽支所
二七			周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター
二七			宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合
二七			光地区消防組合消防本部
二七			山口市大字町二番一八号 山口県教育会館
二七			萩市消防本部
二七			山陽小野田市消防本部
二七			美祢市大嶺町東分四一八の八 美祢勤労者総合福祉センター
二七			防府市松崎町一四番一八号 防府天満宮参集殿
二七			防府市松崎町一四番一八号 防府天満宮参集殿
二七			防府市松崎町一四番一八号 防府天満宮参集殿

- (三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習
- 受講申請書の提出期限及び提出先
各講習実施日の二十日前までに、最寄りの消防本部又は山口市大字後河原一五〇番地の(一)郵便番号七五三〇〇八三(三)社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。
 - 提出書類
受講申請書
 - 受講手数料
四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
 - その他
受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防防災課(電話〇八三一九三三一三三六〇)又は社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九三三一七七九九)に

すること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三三三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機システム賃貸借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
三億九千七百三万千七百七十二円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
行財政情報サービス提供業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目一五番八号

六 契約金額
三千四百四十七万三千六百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社工又・ティ・ティネオメイト中国 広島市中区上八丁堀六番六五号
- 六 契約金額
二億二千二百三十九万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号

- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用機器等保守業務 一式
契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 三 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 四 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都千代田区三番町六番地一七
契約金額
五千二百八十五万七千七百十八円
- 五 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 六 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 七 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用パッケージソフト等保守業務 一式
- 八 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 九 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 一〇 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都千代田区三番町六番地一七
契約金額
四千八百四十八万四千八百円
- 一一 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 一二 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム、総合文書管理システム及び職員認証基盤システム二次運用管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都千代田区三番町六番地一七
契約金額
五千五百六十五万円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 七 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 八 (三三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十七年六月七日から同年十月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び小郡町役場において公衆の縦覧に供します。
平成十七年六月七日
山口県知事 二井 関成
- 九 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 新山口新幹線名店街
所在地 吉敷郡小郡町大字下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 中国ステーション開発株 広島市南区松原町一番二号 林 邦彦
 式会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	加藤 光枝	加藤 玄吾
有限会社グルーヴィカトウ		

四 届出年月日

平成十七年五月二十五日

五 変更年月日

平成十七年四月二十五日

(三三四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
防府市小野土地改良区	理 事	内藤 秀彦	防府市大字鈴屋一一二
"	"	山崎 忠士	" 三二四
"	"	田中 和男	大字奈美四〇三
"	"	山本 毅	大字奥畑一〇
"	"	上田 武司	大字久兼一四の一
"	"	雪野 英明	大字中山一八の一
"	"	山下 巖	大字和字五五〇
"	"	藤井 昌弘	大字真尾六六〇
"	"	原田 昌実	大字奈美三〇五
"	"	末富 靖久	大字中山四〇七

区 美祿郡美東町土地改良
 理 事
 佐伯 忠義 大字久兼六三四
 丸田 和則 大字真尾一一六六の六
 徳重 和文 美祿郡美東町大字赤九〇一

二 退任した役員
 監 事
 堀田 稔 " 二八五五
 新家 司一 " 大字大田二四六七
 重枝 正芳 " 六一五一
 河村 博 " 大字綾木二二七八
 井上 洋正 " 一五七三
 上田 強治 " 大字真名一八四〇
 村田 泰弘 " 大字長田七七八
 桑原 浩 " 大字絵堂一九八七
 井上 卓韶 " 大字真名二一五三の一

土地改良区の名 防府市小野土地改良区
 理事の別 理 事
 氏 名 内藤 秀彦
 住 所 防府市大字鈴屋一一二

区 美祿郡美東町土地改良
 理 事
 内藤 秀彦 防府市大字鈴屋一一二
 山崎 忠士 " 三二四
 田中 和男 大字奈美四〇三
 山本 毅 大字奥畑一〇
 上田 武司 大字久兼一四の一
 雪野 英明 大字中山一八の一
 山下 巖 大字和字五五〇
 藤井 昌弘 大字真尾六六〇
 原田 清 " 大字奈美六九九の一
 末富 靖久 大字中山四〇七
 佐伯 忠義 " 大字久兼六三四
 丸田 和則 " 大字真尾一一六六の六
 山本 静 " 美祿郡美東町大字絵堂一九九五の一
 吉村 順介 " 大字赤三三九二
 斉藤 豊三郎 " 大字大田五九六四
 北村 昌彦 " 二六九五
 上田 平太郎 " 三四六
 野村 斉 " 大字綾木一〇八八

山村 正義	三三三五
楠 成雄	四九七八
弘重 泰夫	大字長田七一五
森本 明公	一二六三
山本 憲治	大字真名一六三七
斉藤 誠次	大字大田五五九六
佐藤 勝美	大字綾木二七五

(三二五) 市町村が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町村名 施行地区

由宇町 由西地区 事業の種類 かんがい排水

二 縦覧の期間

平成十七年六月八日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三二六) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

長門市	下神手地区 ため池の整備	平成一四、一〇、二九	平成一六、三、三一
	ため池の整備		
	矢方ヶ浴地区 ため池の整備		
	市井ヶ浴地区 ため池の整備	平成一五、一二、一二	一二、一〇
尾崎地区 ほ場の整備		平成二一、二六	平成一七、三、一四

(三二七) 県営玖北地区中山間地域総合整備事業（向峠換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営玖北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る向峠換地区の換地計画を定められたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営玖北地区中山間地域総合整備事業（向峠換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年六月八日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三二八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年六月七日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

玖珂郡玖珂町字森兼

平成十七年六月七日印刷
平成十七年六月七日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市松保町二番八〇一〇一〇号
株式会社ティーシーコム



正誤

平成十七年四月二十二日山口県告示第二百六十七号(臨港地区の分区の指定)

九	ページ
上	段
一	行
五・二ヘクタール	誤
五・六ヘクタール	正